

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成27年12月12日 11時00分ごろ
発生場所	熊本県上天草市 <sup>のかま</sup> 野釜島南方沖 鳩之釜 <sup>はとのかま</sup> 港三号防波堤南灯台から真方位252° 1,800m付近 (概位 北緯32° 34.5′ 東経130° 23.1′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>りゅうせい</sup> 流星は、南進中、養殖施設に乗り入れて絡索し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月30日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 流星、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	244-15927熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
インシデントの経過	本船は、南進中、船長が操縦席を離れ、同乗者と操舵室後部出入口扉の立て付けを直していたところ、養殖施設に乗り入れて絡索した。 本船は、船長が絡索したロープを外して養殖施設から脱出した。
分析	本船は、船長が操舵室後部出入口扉の立て付けを直そうと、操縦席を離れていて見張りを行っていなかったことから、養殖施設に乗り入れて絡索したものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が操縦席を離れていて見張りを行っていなかったため、本船が養殖施設に乗り入れて絡索したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。